

千葉県土地利用基本計画書 新旧対照表(案)

ページ	新	旧
	目 次	計画書の目次
	(前文)土地利用基本計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	(前文)土地利用基本計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
	1 土地利用の基本方向・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	1 土地利用の基本方向・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	(1) 県土利用の基本方向・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	(1) 県土利用の基本方向・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	(2) <u>ゾーン</u> 別の土地利用の基本方向・・・・・・・・ 4	(2) <u>地域</u> 別の土地利用の基本方向・・・・・・・・ 3
	<u>ア 東葛飾ゾーン</u>	<u>ア 西地域</u>
	<u>イ 湾岸ゾーン</u>	<u>イ 東地域</u>
	<u>ウ 北総ゾーン</u>	<u>ウ 中央地域</u>
	<u>エ 千葉東部ゾーン</u>	<u>エ 南地域</u>
	<u>オ かずさ・臨海ゾーン</u>	
	<u>カ 南房総ゾーン</u>	
	(参考) <u>ゾーン区分図</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・ 9	
	(3) <u>五地域区分の設定</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・ 10	
	<u>ア 五地域区分の基準</u>	
	<u>イ 細区分の内容</u>	
	(4) <u>土地利用の原則</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・ 12	(3) <u>土地利用の原則</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	ア 都市地域	ア 都市地域
	イ 農業地域	イ 農業地域
	ウ 森林地域	ウ 森林地域
	エ 自然公園地域	エ 自然公園地域
	オ 自然保全地域	オ 自然保全地域
	2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整方針・・・・・・・・ 16	2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整 <u>指導</u> 方針・・・・ 10
	<u>3 土地利用基本計画の推進体制</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・ 18	<u>3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画</u> ・・・・・・・・ 13
	<u>4 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画</u> ・・・・・・・・ 19	(参考) <u>地域区分図</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
	(参考) <u>土地利用基本計画図について</u> ・・・・・・・・ 21	(参考) <u>土地利用基本計画図</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

	<ul style="list-style-type: none"> 1 計画図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21 2 図面表示の方法・・・・・・・・・・ 21 3 地域区分及び細区分別面積・・・・・・ 22 4 五地域の重複状況別面積・・・・・・ 23 	<ul style="list-style-type: none"> 1 計画図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18 2 計画図の作成基準・・・・・・・・・・ 18 <ul style="list-style-type: none"> (1) 五地域区分の基準・・・・・・・・・・ 18 (2) 細区分の参考表示・・・・・・・・・・ 19 (3) 図面表示の方法・・・・・・・・・・ 20 3 地域区分別面積・・・・・・・・・・ 21
1	<p style="text-align: center;"><u>千葉県</u>土地利用基本計画策定の趣旨</p> <p><u>千葉県</u>土地利用基本計画（以下「本基本計画」という。）は、千葉県の区域について、適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき、「<u>第4次国土利用計画（全国計画）</u>」（平成20年7月）及び「<u>第4次千葉県国土利用計画</u>」（平成20年7月）を基本として策定しました。</p> <p><u>本基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画です。すなわち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものです。</u></p>	<p style="text-align: center;">土地利用基本計画策定の趣旨</p> <p>土地利用基本計画（以下「本基本計画」という。）は、千葉県の区域について、適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき、<u>国土利用計画（全国計画及び千葉県計画）</u>を基本として策定した。</p> <p><u>本基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画である。すなわち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。</u></p>
2	<p>1 土地利用の基本方向</p> <p>(1) 県土利用の基本方向</p> <p><u>県土は、県民のための限られた資源であるとともに、生活や生産といった諸活動の基盤であり、県民全体の貴重な共有財産です。</u></p> <p><u>しかしながら、人口減少・少子高齢社会の到来、地域間競争の激化、環境問題の深刻化等、県土をめぐる経済社会状況が大きく変化しており、また、農地・森林の大幅な減少、耕作放棄地・荒廃森林の増加や産業廃棄物の不法投棄、山砂採取跡地における自然環境・景観上の問題等が生じています。</u></p> <p><u>県土が現在と将来の県民のための限られた資源であることに鑑み、これからの県土</u></p>	<p>1 土地利用の基本方向</p> <p>(1) 県土利用の基本方向</p> <p><u>県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であり、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤である。</u></p> <p><u>このため、県土の利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保、県民福祉の向上及び県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、本県の地域特性をいかしつつ、総合的かつ計画的に行うものとする。</u></p> <p><u>今後の県土利用にかかわる社会的背景を見ると、高齢化が進行し、少子化傾向が継</u></p>

利用は、これらの状況の変化や土地利用上の課題に対応したものとしていく必要があります。

これらの認識を踏まえ、県民一人ひとりが豊かさを実感し愛着を持って暮らし、地域が個性や特色を生かしながら、発展を続けていくことができる「豊かな県土」を次の世代へと引き継いでいくことができるよう、以下の基本方向による県土利用を進めていきます。

<多様な主体との連携・協働による県土利用>

県民、NPO、土地所有者、事業者、行政等の幅広い主体が、相互の信頼関係を築き、力を結集して、持続可能な県土利用を推進していくことができるよう努めていきます。

<土地需要の量的調整>

県全体として、いったん転換された土地利用が容易には元に戻せないこと等に鑑み、慎重な配慮のもとで、適正に土地需要の調整を行っていきます。

農林業などの自然的土地利用については、農地・森林等の適正な保全を図るとともに、耕作放棄地等の適切な再生・利用を促進します。また、都市的土地利用については、計画的に良好な市街地の形成を図ります。

<県土の質的向上・有効利用>

ア 健全な循環が維持され、地球温暖化を防止する社会の構築

資源の効率的利用・再生利用を進める資源循環型社会システムへの転換を推進していきます。また、温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化を防止する社会の構築を目指していきます。さらに、健全な自然の物質循環の機能を果たす森林・農地の保全・有効利用を促進します。

イ 安全で安心できる暮らしの確保

自然災害の未然防止、被害の最小限化に向けたハード整備・ソフト施策を展開します。また、地域における人々の暮らしや安全を守るため「自助」「共助」の動きや意識を高めるとともに、これを支援していきます。さらに、県民が安全で安心して暮らしていけるよう、健康や環境に配慮した対策を講じるとともに、犯罪・交通事故から

続く中で、人口の増加は鈍化するものの、引き続き増加することが見込まれる。経済のグローバル化・ボーダレス化をはじめとする国際化の進展や、経済社会諸活動全般にわたり交流・連携の活性化が進み、高度情報化等の傾向を強めながら成熟化に向かうことにより、全体としては地目間の土地利用転換の圧力は低下する傾向にあると見通される。

なお、都市化の進展、経済社会諸活動の安定的拡大等が進むと考えられ、引き続き県土の有効利用を図る必要がある。

また、県民の価値観・ライフスタイルの多様化・個性化の進展による「心の豊かさ」の重視、災害に強い県土づくりの要請、地球的規模の環境問題と県土利用の密接な関連性の認識等を背景とした、自然のシステムにかなった持続可能な県土利用を基本とすることが必要であり、このような傾向を踏まえて県土利用の質的向上をより一層積極的に推進することが重要である。

したがって、国土利用計画法等の適切な運用により適正な土地利用の確保と地価の安定を図りつつ、土地需要の量的調整を図るとともに、県土利用の質的向上を図る

土地需要の量的調整に関しては、都市的土地利用について土地の高度利用と低未利用地の有効利用による合理化・効率化の促進とともに身近な自然の確保による良好な市街地の形成を図る。

農林業的土地利用を含む自然的土地利用については適正な保全を図るとともに、耕作放棄地等の適切な利用を促進する。

なお、森林、農用地、宅地等の相互の土地利用の転換については、転換された土地利用が容易には復元できないこと、自然の様々な循環系に影響を与えること等から、慎重な配慮の下で計画的に行うものとする。

また、個別規正法の土地利用規制が相対的に緩い地域においては、地域の環境を保全しつつその地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用の実現を図る。

県土利用の質的向上に関しては、安全で安心できる県土利用の主眼とし、水系の総合的管理を図り、森林の有する県土保全機能を向上させるほか、災害を受ける可能性のある地域については、地域の特性を踏まえた適正な県土利用による安全性の確保やライフラインの多重化・多元化、防災拠点の整備、オープンスペースの確保、諸機能のバックアップシステムの整備等を図り安全性の向上に努める。

また、自然と共生する持続可能な県土利用を促進するため、自然環境に配慮した都市的土地利用を進め、多様な自然環境の体系的な保全等を図るほか、美しくゆとりあ

<p>3 <u>県民の安全を守るため、安全・安心なまちづくりを進めます。</u></p> <p><u>ウ 良好な景観の保全・形成</u></p> <p><u>良好な景観は、海・山・森等の自然、歴史的なまちなみや個性あふれる市街地、田園・谷津田・棚田風景等、地域の特色に応じた多様性を有するものであり、地域が共有する貴重な財産・資源です。</u></p> <p><u>そのため、良好な景観の保全・形成に向けた仕組みの構築を図り、その保全・形成に配慮した事業の実施に努めます。また、市町村や県民が主体となってその保全・形成を進め、次の世代へ引き継いでいけるよう取り組んでいきます。</u></p> <p><u>エ 人と自然との共生</u></p> <p><u>生物多様性が保全され、自然と共生する豊かでうろのおいのある県土の利用を推進するため、多様な主体が幅広く連携し、里山の価値や魅力を生かした計画的な保全・整備・活用を促進します。また、都市的土地利用の観点からも、農地・森林等の自然的土地利用との調和を図ることが必要であることから、市街地における自然環境の保全や緑化の推進等を図っていきます。</u></p> <p><u>オ 持続可能なまちづくり</u></p> <p><u>都市においては、これまでの郊外に拡大していくまちづくりを見直し、既存の社会資本ストックの活用や、土地の高度利用、低未利用地の有効利用等により、集約型のまちづくりを促進します。</u></p> <p><u>また、農山漁村では、産業として自立できる農林水産業の実現、地域内の集落コミュニティの再生、体験型観光の推進等による都市との交流等、暮らしやすさの向上等を促進し、持続可能で活力ある農山漁村づくりを推進していきます。</u></p> <p><u>カ 廃棄物の適正処理</u></p> <p><u>不法投棄は、土壌・地下水の汚染、崩落・火災等の災害の発生や景観の悪化等を生じさせます。これらの課題を解決するため、産業界との連携を図りながら、排出量の減少、再資源化の推進を図るとともに、廃棄物を取りまく多くの課題を解決するための施策を展開していきます。</u></p> <p><u>キ 建設発生土の有効利用等</u></p>	<p><u>る県土利用を現実するため、土地利用の高度化等によるゆとりある都市環境の形成、緑資源の確保を図り、歴史的風土の保存、個性ある景観の保全・形成に配慮する。</u></p> <p><u>さらに、自由時間の増大、価値観の多様化などによる県民の余暇志向・自然とのふれあい志向への対応を考慮した県土利用を図る。</u></p>
--	---

<p>4</p>	<p><u>建設発生土の工事間利用等を促進し、関係部局の連携により埋立ての適正化を確保するとともに、建設発生土の処理のあり方等について検討を行います。</u></p> <p><u>ク 山砂採取跡地等の森林回復等</u></p> <p><u>山肌がさらされたままであったり、植栽しても育たないまま森林が回復していない山砂採取跡地や建設発生土の埋立て後の森林が回復していない処分場跡地が点在し、自然環境や景観の悪化等が生じており、採取跡地等の再生が課題となっています。そのため、山砂採取跡地等の森林の回復への取組や事業者への指導を推進していきます。</u></p> <p>(2) <u>ゾーン別の土地利用の基本方向</u></p> <p><u>ゾーン別の土地利用に当たっては、次に述べるゾーン別の土地利用の基本方向にそって適切に対処するものとします。</u></p> <p><u>ゾーン区分は、第4次千葉県国土利用計画に基づき、「東葛飾ゾーン」「湾岸ゾーン」「北総ゾーン」「千葉東部ゾーン」「かずさ・臨海ゾーン」「南房総ゾーン」の6区分とします。</u></p> <p><u>ア 東葛飾ゾーン</u></p> <p><u>東葛飾ゾーンは、県北西部に位置し、常磐自動車道、国道6号・16号等の幹線道路網やJR・私鉄の各線等、東京都、埼玉県、茨城県方面との間に太い交流軸が形成されており、県内でも有数の人口集積が認められます。</u></p> <p><u>また、利根川や江戸川、内陸部の手賀沼等の水辺空間や緑豊かな里山等、都市部にあって貴重な自然環境・景観を有しています。</u></p> <p><u>本地域では、食品やものづくり等の企業、商業等の都市的サービス機能、教育・文化機能等が集積しているほか、収益性の高い都市農業が展開されています。</u></p> <p><u>さらに、大学、民間研究機関・産業支援機関の立地があり産学官連携による新事業の創出が期待されています。また、大消費地に近接する立地条件での農業等を生かしていくことが望まれています。</u></p> <p><u>その一方で、里山・緑地等良好な自然の減少、交通渋滞、幹線沿道における自動車排出ガスによる大気汚染や自動車騒音等の問題が生じています。</u></p> <p><u>また、今後の急激な高齢者人口の増大に対する良質な生活環境の確保、住宅と工場</u></p>	<p>(2) <u>地域別の土地利用の基本方向</u></p> <p><u>地域別の土地利用に当たっては、土地、水、自然等県土資源の有効性を前提に、次に述べる地域別の土地利用の基本方向にそって適切に対処するものとする。</u></p> <p><u>地域区分*は、国土利用計画(千葉県計画)に基づいて、「西地域」「東地域」「中央地域」「南地域」の四区分とする。 17ページ参考図参照</u></p> <p><u>ア 西地域</u></p> <p><u>本地域は、首都東京に隣接し、商業施設、研究開発機関、大学の立地や住宅地供給、都市型アミューズメント施設等の整備により、人口や産業・都市機能が集積し都市化が最も進展した地域となっている。</u></p> <p><u>今後は、これからの集積をいかし、都市環境の改善を図りながら、新産業の創造、新たな生活文化の発信、新たな都市文化の育成を進める交流拠点として、また、自然・居住・業務の調和した都市空間の形成を目指していく。</u></p> <p><u>このため、既成市街地の再開発等により土地利用の高度化を図るとともに、低未利用地の有効利用及び秩序ある土地利用を促進することとする。</u></p> <p><u>また、新たな市街化を図るべき区域では、農用地、森林などの他の土地利用との調和及び環境保全に十分配慮しながら、計画的に良好な市街地等の整備を図っていく。</u></p> <p><u>なお、良好な都市・生活環境の形成に資するため、河川・湖沼等における親水空間の確保及び水質浄化に努めるとともに、都市地域に存在するみどりのネットワーク化を進める。</u></p> <p><u>さらに、災害に強い都市構造への要請から、自然条件や防災設備の整備状況を考慮</u></p>
----------	---	--

5	<p>が混在している地域での居住環境や生産環境等の課題もあり、その対応が必要となっています。</p> <p>このため、土地利用混在の解消・適正な共存による居住環境や企業立地環境の向上、都市の防災機能を考慮した災害に強い市街地の形成を推進します。</p> <p>また、良好な都市・生活環境の形成に資する良質な住宅供給を促進するとともに、農地、緑地、里山の保全・活用や都市公園等の整備を図ります。</p> <p>農地については、新鮮な農産物の供給のほか、防災空間、緑地やレクリエーションの場の提供等、多様な役割を果たしていることから、大消費地との距離の近さを生かした農産物の多様な出荷・販売システムの促進や体験型農業の展開等により、その保全を図ります。</p> <p>既存市街地については、既存ストックや再開発等による都市機能の高度化を図るとともに、誰もが暮らしやすい快適な居住空間の形成を促進します。</p> <p><u>イ 湾岸ゾーン</u></p> <p>湾岸ゾーンは、県中央部から北西部に位置し、東関東自動車道水戸線や京葉道路、国道 14 号・296 号・357 号等の幹線道路網や J R ・私鉄の各線等、都心への太いアクセス軸が形成されており、県内でも有数の人口集積が認められます。</p> <p>大型商業施設や都市型アミューズメント施設、臨海部や内陸部における工場・物流施設、多くの大学等が集積し、特に、幕張新都心においては、国際的な業務・コンベンション機能を有する施設が立地しており、近代的な都市機能を備えた地域です。</p> <p>また、三番瀬や谷津干潟等の東京湾奥に残された貴重な干潟・浅瀬、内陸部の谷津田等、貴重な自然環境・景観を有しています。</p> <p>本地域では、多様な産業集積、国際業務・研究開発・都市的サービス等の多面的な都市機能や、消費地に近接する立地条件での農業等を生かしていくことが望まれています。</p> <p>その一方で、市街化の進展等による里山・緑地等の良好な自然の減少、急激な都市化による都市基盤整備の遅れ、交通渋滞、幹線沿道における自動車排出ガスによる大気汚染や自動車騒音、東京湾の水質汚濁などの問題が生じています。</p> <p>また、今後の急激な高齢者人口の増大に対する良質な生活環境の確保、住宅と工場が混在している地域での居住環境や生産環境等の課題もあり、その対応が必要となっています。</p>	<p>した土地利用への誘導及び都市河川の改修等により災害に対する安全性の向上を図る。</p> <p><u>イ 東 地 域</u></p> <p>本地域は、本県農業の中心的役割を果たしており、また、千葉ニュータウン等の市街地整備による都市化の進展や成田空港周辺への工業の集積が見られるとともに、主要都市には、地域の特色をいかした産業の集積がある。</p> <p>今後は、既存産業と新規導入産業の連帯、自然環境に配慮した定住環境整備や個性あるまちづくりを進め、活力ある田園文化都市圏の形成を図るとともに、成田空港の立地に伴うポテンシャルを活用し、首都圏の機能発展を柔軟に支える地域の形成を図り、わが国の表玄関にふさわしい都市的環境を形成することとする。</p> <p>このため、集団的な優良農地の確保を図り、その整備と保全に努めるほか、里山林の保全と活用を図る。市街地整備に当たっては自然的土地利用との調和に配慮しつつ、計画的に進めるものとする。</p> <p>また、成田空港への隣接性や基幹的交通基盤の整備効果を活用し、国際物流機能や研究開発機能の集積を図る。</p> <p>湖沼及び河川については治水安全度の向上、水質の浄化などを行うとともに、良好な自然環境、景観の保全に努めるほか、内水面漁場としての活用も図る。</p> <p>なお、成田空港周辺地域においては、今後とも自然環境と都市機能の調和のとれた地域づくりを進め、大気汚染・騒音振動等の影響を未然に防止しつつ、地域の振興に配慮した都市計画を図る。</p> <p><u>ウ 中央地域</u></p> <p>本地域では、都市化が進展している湾岸部と豊かな自然に恵まれている外房地区からなり、湾岸部では幕張新都心等の整備が進み、国際業務都市の形成が図られるとともに商業・文化施設等の集積が進んでおり、外房地区では農業や観光が主であるが、住宅地整備、加工組立型工業の展開もされてきている。</p> <p>今後は、湾岸部においては、災害への対策に充分配慮しながら、引き続き、国際的な産業の育成や高生産性と高付加価値性をもつ農業の振興を図るとともに、個性豊かな都市機能整備を進め、職・住・遊・学の備わる自立的生活圏の形成を目指し一体</p>
---	---	---

このため、土地利用混在の解消・適正な共存による居住環境や企業立地環境の向上、都市の防災機能を考慮した災害に強い市街地の形成を図り、都市的・自然的土地利用の調和に十分配慮した、本県の中核的な地域にふさわしい魅力的な都市づくりを推進します。

また、良好な都市・生活環境の形成に資する良質な住宅供給を促進し、農地、緑地、里山の保全・活用や都市公園等の整備を図ります。

農地については、新鮮な農産物の供給のほか、防災空間、緑地やレクリエーションの場の提供等、多様な役割を果たしていることから、大消費地との距離の近さを生かした農産物の多様な出荷・販売システムの促進や体験型農業の展開等により、その保全を図ります。

既存市街地については、既存ストックの活用や再開発等による都市機能の高度化を図ります。また、密集市街地の解消等、誰もが暮らしやすい快適な居住空間の形成を促進します。

ウ 北総ゾーン

北総ゾーンは、県北部に位置し、利根川を境に茨城県と接しています。

東関東自動車道水戸線、国道 51 号・296 号・356 号・408 号・464 号等の幹線道路網や、J R 成田線・総武本線等により、県北西部や茨城県と結ばれており、日本の空の表玄関である成田国際空港を有するとともに、千葉ニュータウン等の大規模な市街地整備が進められてきました。

また、利根川沿いや印旛沼周辺には水田が、下総台地には畑地が広がり、里山も多く、水と緑の美しい自然環境を残した地域です。

本地域では、成田国際空港を拠点とする空港関連・物流関係・先端技術産業の立地が進み、農業は稲作をはじめとして県内有数の生産地帯となっているほか、歴史・文化遺産を生かした観光産業が展開されています。

その一方で、住宅開発等に伴う良好な自然の減少や、農業の後継者不足等の問題が生じており、また、里山の保全、印旛沼の水質改善、空港周辺地域における航空機騒音対策、地元農林水産物・地域の観光資源を活用や、千葉ニュータウン事業の円滑な推進等の課題もあり、その対応が必要となっています。

このため、成田新高速鉄道、首都圏中央連絡自動車道、北千葉道路等の道路交通網の整備を進めるとともに、成田国際空港周辺地域における国際物流機能等の集積を図

感のある地域整備を行っていく必要がある。

このため、農用地については、その保全に努め、ほ場の大区画化を推進する。森林については、極力保全するとともに、木材生産等の経済的機能の充実及び公益的機能の増進を図るため適正な整備に努める。また、都市近郊林については、身近なみどりとして保全・整備を図る。

住宅地については、幕張新都心整備を進めるほか、基幹的交通基盤の整備による波及効果を活用して地域の特色をいかした複合的なまちづくりを進める。また、成田空港のインパクトを効果的に受け止めるため、新たな住宅地の整備を進める。

河川・海岸については、安全性の向上を図るとともに、親水空間として利用に配慮し、自然環境・景観を損なわないように努める。さらに、河川等の水質浄化などのための整備を進める。

なお、成田空港周辺地域においては、今後とも自然環境と都市機能の調和のとれた地域づくりを進め、大気汚染・騒音振動等の影響を未然に防止しつつ、地域の振興に配慮した土地利用を図る。

エ 南地域

本地域は、豊かな自然環境に恵まれた地域であり、東京湾岸沿いの平野部と森林を主体とする南部丘陵地、自然海岸などからなっており、土地利用の構成は、農用地・森林が約 7 割を占めている。

今後は、東京湾アクアラインの完成や広域幹線道路の整備による交通利便性の向上、かずさアカデミアパーク等の整備の進展やリゾートのポテンシャルの顕在化による新たな土地需要の増加が見込まれるため、地域の自然を最大限に保全しつつ、個性ある第一次産業をはじめ多彩な産業や研究開発機能が展開される活力ある地域の形成を図るとともに、自然環境と調和した観光地づくりやリゾートの形成、地震対策・砂防・地すべり防止を主体とした災害に強い地域整備を進めていく必要がある。

このため、中山間地域については自然景観等の保全に配慮しながら農業生産のための整備と生活基盤の整備を一体的に進める。

森林については、極力保全するとともに、木材生産等の経済的機能・水資源かん養等の公益的機能を総合的に発揮できるよう必要な森林の確保と保育・間伐等の整備を図りながら、林道等の基盤整備等を進め、生産性の向上を図っていくものとする。

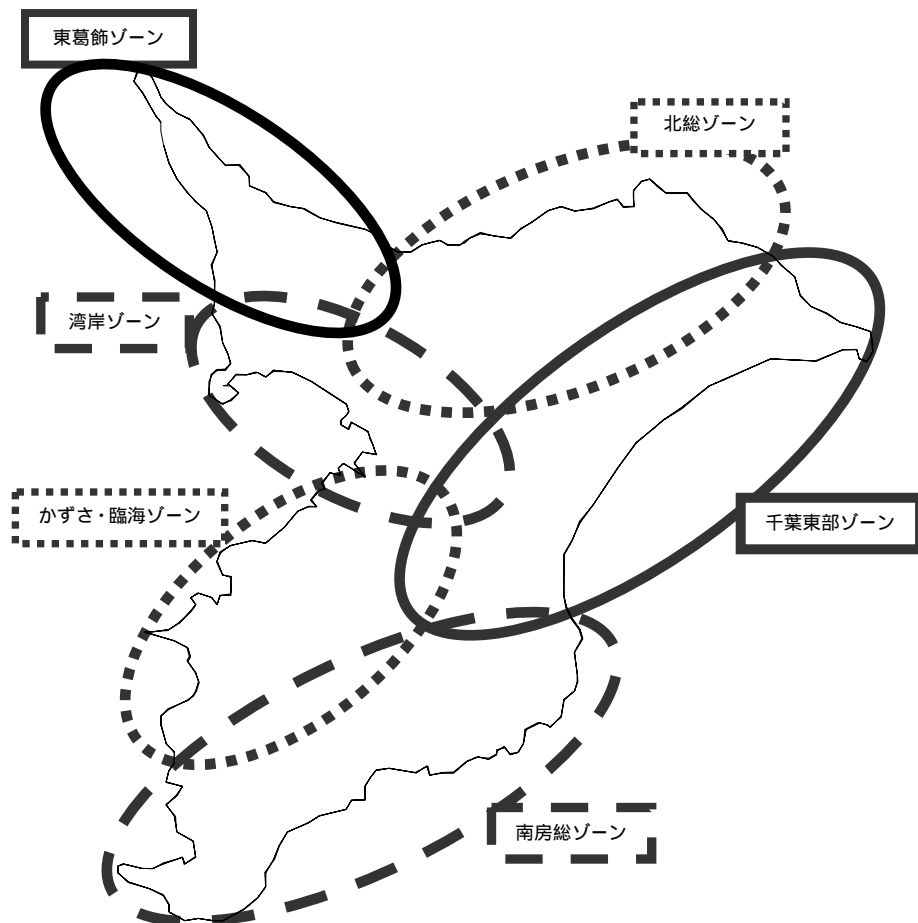
また、野生生物の生息・生育地の適切な管理・保全を進めるとともに、すぐれた自

<p>ります。</p> <p>また、水辺や里山等の自然や、歴史的なまちなみ等の歴史・文化遺産の保全・活用を図ります。</p> <p>農地については、担い手の確保や利用集積、ほ場等の農業生産基盤整備の推進等により農業経営の基盤を強化し、その保全を図ります。</p> <p>印旛沼については、流入河川を含め、水質の改善に向けた取組を推進します。</p> <p>成田国際空港周辺の地域については、航空機騒音により生ずる障害の防止に配慮した適切かつ合理的な土地利用を促進します。</p> <p>千葉ニュータウンについては、「住む・働く・学ぶ・憩う」等の各種機能の複合した都市づくりを推進します。</p> <p><u>エ 千葉東部ゾーン</u></p> <p>千葉東部ゾーンは、県東部に位置し、東側は銚子から九十九里浜にかけて広く太平洋に面しており、西側は北総ゾーン、千葉市、市原市の内陸部と接しています。</p> <p>地域の南北が国道 126 号・128 号、JR 総武本線・外房線で結ばれていることに加え、首都圏中央連絡自動車道や銚子連絡道路、長生グリーンライン等の幹線道路網の整備が進められており、都心方面からのアクセスについても向上が図られるほか、全国的に有名な銚子地域の漁業、九十九里地域の水産加工業や、九十九里平野における稲作を中心に果樹栽培、花き、植木栽培、施設園芸等、多様性のある農業が営まれています。</p> <p>また、犬吠埼や屏風ヶ浦、九十九里浜等の風光明媚な海岸線といった美しい自然環境や景観に恵まれており、海水浴やサーフィン等、県内のマリンスポーツの中心地となっています。</p> <p>本地域では、県の骨格的な交通軸のひとつとなる首都圏中央連絡自動車道が地域を南北に縦断する形で整備されることにより、これらを生かした観光・リゾート地域としての成長や企業の立地・集積を促進していくことが望まれています。</p> <p>その一方で、地域の主要な産業である農林水産業の後継者不足や耕作放棄地の増大、九十九里浜の侵食等の問題が生じています。</p> <p>また、九十九里浜の美しい海岸線等の景観や森林の保全、地域の自立性を高めるために必要な地元農林水産物・地域の観光資源を活用や賑わい空間等の都市機能の集積、浸水被害防止のための河川整備の推進といった課題も抱えており、その対応が必</p>	<p>然の風景地を適正に保全し、自然とのふれあいの場としての利用を図る。</p> <p>さらに、レクリエーション施設については、自然環境の保全を図りつつ景観を損なわないように努め、都市と農・漁村との交流などによる地域の振興に配慮しながら整備を進める。</p>
--	---

7	<p><u>要となっています。</u></p> <p><u>このため、九十九里浜の美しい景観と海岸を保全するため、侵食対策の推進、マツ林の保全等を図ります。</u></p> <p><u>農地については、担い手の確保や利用集積、ほ場等の農業生産基盤整備の推進等により農業経営の基盤を強化し、その保全を図るとともに、農産物の流通の合理化を図るための広域農道の整備を推進します。</u></p> <p><u>森林については、森林所有者等による整備への支援強化等による保全を図ります。</u></p> <p><u>オ かずさ・臨海ゾーン</u></p> <p><u>かずさ・臨海ゾーンは、県中央部から南西部に位置し、西は東京湾に面し、東から南にかけては九十九谷として知られる緑豊かな上総丘陵が広がっています。</u></p> <p><u>館山自動車道、東京湾アクアライン、首都圏中央連絡自動車道、国道 16 号・127 号・409 号等の幹線道路網やＪＲ内房線により、県内他地域や首都圏等の多様な地域と結び付きが強い地域であり、世界有数の臨海コンビナートが形成されているほか、内陸工業団地の整備が進んでいます。</u></p> <p><u>また、潮干狩りが楽しめる遠浅の海岸や豊かな森林、河川の上流部に点在する溪谷や湖等の貴重な自然環境と美しい景観が多く残されています。</u></p> <p><u>本地域では、広域的な県内外や地域間の交流・連携の軸となる東京湾アクアライン、館山自動車道や木更津港を活用するとともに、首都圏中央連絡自動車道の整備等を進めていくことが望まれています。</u></p> <p><u>その一方で、駅前等の既存市街地の空洞化、農林水産業における後継者不足、農作物の鳥獣被害、森林の伐採を伴う山砂採取跡地の自然環境・景観の悪化等の問題が生じています。</u></p> <p><u>また、房総の豊かな環境を育む森林の保全や京葉臨海コンビナート地域の国際競争力強化等の課題もあり、その対応が必要となっています。</u></p> <p><u>このため、緑豊かな環境の中で快適な生活ができる住宅地の整備や教育・文化・福祉・医療等の都市的サービス機能の充実を図るとともに、まちなか居住の促進や商業機能の活性化等による既存市街地の再生を図ります。</u></p> <p><u>さらに、東京湾アクアラインなどを活用し、企業立地の促進や県内産業の振興を図り、雇用機会の創出につなげていきます。</u></p> <p><u>農地については、担い手の確保や中山間地域等の農業生産基盤、生活環境基盤の整</u></p>
---	--

8	<p><u>備の推進等により、その保全を図ります。また、有害鳥獣による被害防止のため、鳥獣の生息環境を整備するとともに、防護と捕獲を一体とした体制を整えます。</u></p> <p><u>森林については、森林所有者等による整備への支援強化等による保全を図り、山並み・渓谷等の美しい自然環境や景観の保全を図るとともに、山砂採取跡地の森林回復を促進します。</u></p> <p><u>カ 南房総ゾーン</u></p> <p><u>南房総ゾーンは、県南部に位置し、東、南、西の三方を海で囲まれ、内陸部は房総丘陵が広がっています。</u></p> <p><u>館山自動車道、国道127号・128号・297号・410号・465号等の幹線道路網や、JR内房線・外房線、私鉄等により、周辺地域や県の中央部と結ばれているほか、海の玄関口として館山港の整備も進められており、冬でも温暖な気候や豊かな漁場を生かして、多様な農業、漁業が行われている地域です。</u></p> <p><u>また、南房総国定公園に代表される美しい海岸線、緑豊かな丘陵を有する自然環境や美しい景観と温暖な気候を生かした観光・リゾート地としての豊富な資源を有しています。</u></p> <p><u>本地域では、東京湾アクアラインや館山自動車道、館山港等を生かし、豊富な農林水産物を活用した観光・リゾート地域としての成長や、特色のある農業、漁業等を生かしていくことが望まれています。</u></p> <p><u>その一方で、人口減少、少子高齢化に伴う過疎化、農林水産業における後継者不足、農作物の鳥獣被害等の問題が生じています。</u></p> <p><u>また、宿泊者数の伸び悩み、防災において、風雨等による自然災害の未然防止や被害の最小限化、ライフラインとしての道路の整備等の課題もあり、その対応が必要となっています。</u></p> <p><u>このため、海岸線や里山等、恵まれた自然資源の活用や自然景観の保全を図るとともに、自然公園施設の整備を促進します。</u></p> <p><u>農地については、担い手の確保や中山間地域等の農業生産基盤、生活環境基盤の整備の推進等により、その保全を図ります。また、有害鳥獣による被害防止のため、鳥獣の生息環境を整備するとともに、防護と捕獲を一体とした体制を整えます。</u></p> <p><u>森林については、森林所有者等による整備への支援強化等による保全を図ります。</u></p>
---	---

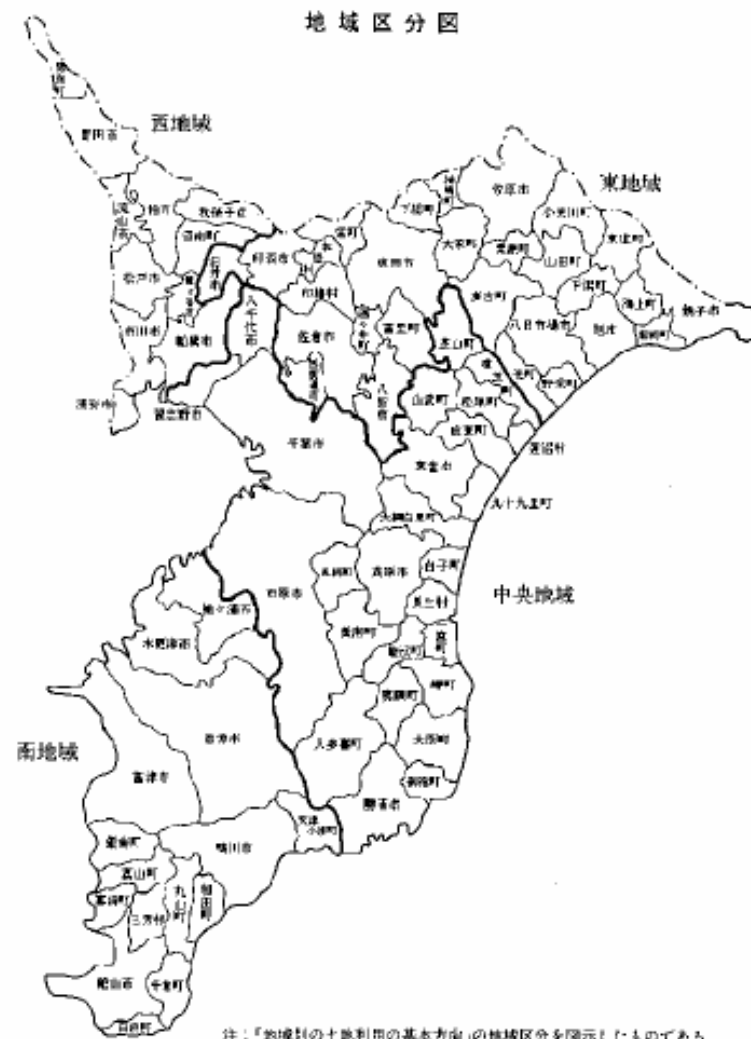
(参考) **ゾーン**区分図



各ゾーンは、それぞれ以下の市町村を中心としています。

- 東 葛 飾 …… 松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市及び鎌ヶ谷市
- 湾 岸 …… 千葉市、市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市及び四街道市
- 北 総 …… 成田市、佐倉市、八街市、印西市、白井市、富里市、香取市、酒々井町、印旛村、本埜村、栄町、神崎町、多古町及び芝山町
- 千 葉 東 部 …… 銚子市、茂原市、東金市、旭市、匝瑳市、山武市、東庄町、大網白里町、九十九里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町
- か ず さ ・ 臨 海 …… 木更津市、市原市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市
- 南 房 総 …… 館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町及び鋸南町

(参考) **地域**区分図



注：「地域別土地利用の基本方向」の地域区分を明示したものである。

10

(3) 五地域区分の設定

五地域(都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域)については、別図「土地利用基本計画図」によって設定しました。

なお、それぞれの地域区分、細区分の基準等については次表のとおりです。

ア 五地域区分の基準

土地利用基本計画図における地域区分は、原則として次に掲げる個別規制法の土地利用規制の現況を基礎とし、更にそれぞれの地域の指定、変更、廃止等の手続きが速やかに了すると認められるものについては、適宜修正を加え、設定していくものです。

都市地域	都市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定されることが相当な地域
農業地域	農業振興地域の整備に関する法律第6条の規定により農業振興地域として指定されることが相当な地域
森林地域	森林法第2条3項の規定による国有林の区域又は同法第5条1項の規定による地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められることが相当な地域
自然公園地域	自然公園法第5条又は千葉県立自然公園条例(昭和35年条例第15号)第4条の規定により自然公園として指定されることが相当な地域
自然保全地域	自然環境保全法第22条又は千葉県自然環境保全条例(昭和48年条例第1号)第6条の規定により自然環境保全地域として指定されることが相当な地域

11

イ 細区分の内容

五地域区分の土地利用規制に直接的に関連する次の地域、地区等は、その指定の現況の範囲を五地域の細区分としています。

五地域	細区分	定義
都市地域	市街化区域	都市計画法第7条第1項の規定による指定区域
	市街化調整区域	都市計画法第7条第1項の規定による指定区域
	用途地域	市街化区域及び市街化調整区域の区分のない都市計画区域にあって、都市計画法第8条第1項第1号の規定による指定区域
農業地域	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の規定による指定区域
森林地域	国有林	森林法第2条第3項の規定による国有林の区域
	地域森林計画対象民有林	森林法第5条第1項の規定による地域森林計画に係る民有林の区域
	保安林	森林法第25条第1項及び25条の2の規定による指定区域
自然公園地域	特別地域	自然公園法第13条第1項及び千葉県立自然公園条例第11条第1項の規定による指定区域
	特別保護地区	自然公園法第14条第1項の規定による指定区域
自然保全地域	特別地区	自然環境保全法第25条第1項及び千葉県自然環境保全条例第9条第1項の規定による指定区域

12

(3) 土地利用の原則

1(1)の県土地利用の基本方向を踏まえて、以下のとおり土地利用の原則を定めます。

土地利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行います。また、五地域のいずれにも属さない地域(以下「白地地域」という。)の土地

(3) 土地利用の原則

土地利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行う。なお、五地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図るものとする。

利用については、個別規制法担当課と適切に連携・調整し、当該地域の特性及び周辺地域との関連性を考慮して適正な土地利用を図るものとします。

なお、五地域の変更に伴い白地地域が生じ、将来の無秩序な開発等が懸念される場合においても、個別規制法の区域・地域の指定による措置を検討していくなど、適正な土地利用の規制・誘導を図っていくこととします。

ア 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域です。

都市地域の土地利用については、人口安定期への移行や少子・高齢化の進展、人々の価値観やライフスタイルの多様化等の社会経済情勢の変化に対応し、多様な世代が、生き生きと豊かに暮らすことのできる都市基盤の整備を推進するとともに、バリアフリーやユニバーサルデザイン等に配慮しながら、安心、快適でコンパクトな市街地の形成を目指していきます。

また、市街地の質的な改善や充実、防災性の向上を図るための、道路、公園、下水道等の社会資本の整備や市街地の再整備にあたっては、費用対効果などを踏まえ、既存市街地を中心に効率的、重点的な取り組みを図ります。

さらに、人々の生き生きとした暮らしの実現を図り、都市観光の振興や他地域との活発な交流を促進するため、歴史、文化など地域特性を活かし、景観や環境に配慮した魅力あふれる市街地の形成を推進します。

(ア)市街化区域(都市計画法第7条第1項の規定による「市街化区域」をいう。以下同じ。)においては、安全性、快適性、利便性及び防災性に十分考慮した宅地の供給、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備等を計画的に推進するとともに、既存ストックの活用や再開発等による市街地の再整備を進めます。

また、当該区域内の樹林地・水辺地等は良好な生活環境の維持のため、総合的な活用を図るものとします。

(イ)市街化調整区域(都市計画法第7条第1項の規定による「市街化調整区域」をいう。以下同じ。)においては、市街化を抑制すべき区域であるため、都市的土地利用は引き続き抑制していきますが、地域の振興、都市機能の増進などに著しく寄与するものについては、流域の治水安全度、周辺の自然環境等に十分配慮しつ

ア 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に整備し、保全し、及び開発する必要がある地域である。

都市地域の土地利用については、県域全体に都市化の傾向が進みつつある現状にかんがみ、地域特性に配慮しながら、適正な都市規模の想定に基づく地域、地区の活用を図り、生活環境の向上・保全に努めるものとする。また都市環境の整備、都市機能の高度化を促進するため適正かつ合理的な利用を図るものとする。

(ア)市街化区域(都市計画法第7条第1項の規定による「都市化区域」をいう。以下同じ。)においては、人間居住の安全性、快適性、利便性に十分考慮した宅地の供給、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備等を計画的に推進するとともに、当該区域内の樹林地・水辺地等は良好な生活環境の維持のため、総合的な活用を図るものとする。

(イ)市街化調整区域(都市計画法第7条第1項の規定による「市街化調整区域」をいう。以下同じ。)においては市街化を抑制すべき区域にあるので、大規模な住宅地開発をはじめとする都市的土地利用は、引き続き抑制していくが、地域の振興、都市機能の増進などに著しく寄与するものについては、流域の治水安全度、周辺の自然

<p>13</p>	<p>つ、適正な利用を認めるものとし、</p> <p>(ウ)市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における用途地域(都市計画法第8条第1項第1号の規定による「用途地域」をいう。以下同じ。)内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとし、用途地域以外の都市地域においては、<u>土地利用の動向を踏まえ、自然環境及び農林地の保全に留意しつつ、都市的な利用を認めるものとし、</u></p> <p>イ 農業地域</p> <p>農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域です。</p> <p>農業地域の土地利用については、<u>農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であるとともに、農業生産活動を継続することによる県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、景観の形成、文化の伝承等多面的な機能を有していることから、集団的に存在する農地や農業農村整備事業の対象地等の優良な農地については、農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の規定による「農用地区域」をいう。以下同じ。)として設定するとともに、これらの農地を良好な状態で維持・保全し、かつその有効利用を図っていきます。</u></p> <p><u>また、農地の保全・管理、効率的かつ安定的な経営体への集積、農業生産基盤の整備等の施策を通じ、耕作放棄の発生の抑制、地域の実情に応じた耕作放棄地の再生・利用を進め、農地の保全・有効利用を促進するほか、生産性の高い農業や高付加価値型農業の展開のため、地域の特性に応じて、農地の区画の拡大、水田の汎用化等の生産基盤の整備を通じて、良好な営農条件を備えた農地の確保を図ります。</u></p> <p>(ア)農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であるため、土地改良、<u>かんがい</u>排水等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとし、</p> <p>(イ)農用地区域を除く農業地域内の農地等については、都市計画等の農業以外の土地利用計画との調整が了した地域の農地の転用にあたっては、その調整された計画等を尊重することとしますが、生産力の高い農地、集団的な農地又は農業振興のための公共投資の対象となった農地については、極力、後順序に転用されるよう努めるものとし、</p>	<p>環境等に十分配慮しつつ、適正な利用を認めるものとする。</p> <p>(ウ) 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における用途区域(都市計画法第8条第1項第1号の規定による「用途地域」をいう。以下同じ。)内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとし、用途地域以外の都市地域においては<u>市街化調整区域における土地利用に準ずるものとする。</u></p> <p>イ 農業地域</p> <p>農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。農業地域の土地利用については、<u>農用地が農業生産の基盤であるとともに、県土の保全等公益的機能を発揮するなど、県民生活を支える基礎的な資源であることにかんがみ、総合的な農業の振興を図るための基盤・環境整備を促進するものとする。</u></p> <p><u>特に、産業性向上に向けた農業生産基盤の整備と担い手への農用地の集積を図るとともに、無秩序な転用を抑制し優良農用地の確保・拡大を図る。また、地域の特性に応じた良好な生産・生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活が調和するよう計画的かつ適切な土地利用に努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、不耕作地については、周辺の土地利用との調和に配慮しながら、有効利用を図る。</u></p> <p>(ア)農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の規定による「農用地区域」をいう。以下同じ。)内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であるので、土地改良、<u>灌漑</u>排水等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとする。</p> <p>(イ)農用地区域を除く農業地域内の農地等については、都市計画等の農業以外の土地利用計画との調整を了した地域の農地の転用に当たっては、その調整された計画等を尊重することとするが、生産力の高い農地、集団的な農地又は農業振興のための公共投資の対象となった農地については、極力、後順序に転用されるよう努めるも</p>
-----------	---	--

<p>14</p>	<p>また、農業以外の土地利用計画等との調整を了していない地域及び農業以外の土地利用計画の存しない地域においては、農地の転用は原則として行わないものとします。</p> <p>ウ 森林地域</p> <p>森林地域は、森林として利用すべき土地であり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域です。</p> <p>森林地域の土地利用については、<u>森林は、木材等の林産物の供給、水源のかん養、山地災害の防止や保健・文化・教育活動への寄与等多面的な機能の発揮を通じて、県民生活の維持発展に大きく寄与しているほか、生物の多様性や景観を保全する機能、二酸化炭素を吸収・固定する機能の発揮など新たな期待も高まっています。</u></p> <p><u>このため、森林地域の土地利用については、保安林（森林法第25条第1項及び第25条の2の規定による「保安林」をいう。以下同じ。）制度の適切な運用、山地災害等の防止対策、公益的機能の高度発揮が必要な森林の公有化及び開発行為の適正な運用等により森林の保全を図ります。また、森林の有する多面的機能を総合的かつ効果的に発揮させるよう、適正な保育・間伐や多様な森林の造成等の森林整備を、地域の合意のもとに多様な主体の参画により推進していきます。</u></p> <p>(ア)保安林については、県土の保全、水源かん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであるため、適正な管理を行うとともに他用途への転用は行わないものとします。</p> <p>(イ)保安林以外の森林地域については、経済的機能及び公益的機能の維持増進を図るものとし、特に木材等森林で生産される資源を培養する機能の高い森林、水源を保持し湧水を緩和するとともに洪水流量等を調節する機能の高い森林、土砂崩壊、土砂流出等の山地災害の発生その他表面浸食等山地の荒廃化を防止し、土地を保全する機能の高い森林、生活環境の悪化を防止し、快適な環境の保全・形成する機能の高い森林、健康・文化及び教育的活動に寄与する機能及び自然環境を保全・形成する機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとします。</p> <p>なお、森林を他用途に転用する場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に</p>	<p>のとする。</p> <p>また、農業以外の土地利用計画等との調整を了しない地域及び農業以外の土地利用計画の存しない地域においては、農業の転用は原則として行わないものとする。</p> <p>ウ 森林地域</p> <p>森林地域は、森林として利用すべき土地であり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。</p> <p>森林の土地利用については、<u>森林が県土保全、水質源かん養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能や経済的機能等多様な機能を有し、県民生活に大きく寄与していることにかんがみ、その多面的機能を総合的に発揮できるように確保と整備を図る。</u></p> <p><u>また、特に機能が高く重要な森林については極力その保全を図る。</u></p> <p>(ア)保安林（森林法第25条第1項の規定による「保安林」という。以下同じ。）については、県土の保全、<u>水資源</u>かん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであるため、適正な管理を行うとともに他用途への転用は行わないものとする。</p> <p>(イ)保安林以外の森林地域については、経済的機能及び公益的機能の維持増進を図るものとし、特に木材等森林で生産される資源を培養する機能の高い森林、<u>水資源</u>を保持し湧水を緩和するとともに洪水流量等を調節する機能の高い森林、土砂崩壊、土砂流出等の山地災害の発生その他表面侵食等山地の荒廃化を防止し、土地を保全する機能の高い森林、生活環境の悪化を防止し、快適な環境の保全・形成する機能の高い森林、健康・文化及び教育的活動に寄与する機能及び自然環境を保全・形成する機能の高い森林については、極力他用地への転用を避けるものとする。</p> <p>なお、森林を他用途に転用する場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に</p>
-----------	--	--

<p>留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等の支障をきたさないよう十分考慮するものとします。</p> <p>エ 自然公園地域 自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び<u>利用</u>増進を図る必要がある地域です。 自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の景観地であり、その利用を通じて県民の保健・休養及び教化に資するものであることから、<u>自然公園地域のみならず、周辺の土地利用を含めて</u>優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとします。 特に、レクリエーション空間としてますますその価値が高まりつつある中で、健全な利用に資する施設整備等に当たっては、自然の改変を少なくし、<u>自然公園の機能及び</u>景観を損なわないように最大限の配慮をするものとします。</p> <p>(ア)特別保護地区(自然公園法第14条第1項の規定による「特別保護地区」をいう。<u>以下同じ。</u>)においては、その設定の趣旨に即し景観の厳正な維持を図るものとします。</p> <p>(イ)特別地域(自然公園法第13条第1項及び千葉県立自然公園条例第11条第1項の規定による「特別地域」をいう。以下同じ。)においては、その風致の維持を図るべきものであるため、都市的利用、農業的利用等を行うための開発行為は極力避けるものとします。</p> <p>(ウ)その他の自然公園地域においては、都市的利用又は農業的利用を行うための大規模な開発その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は極力避けるものとします。</p> <p>オ 自然保全地域 自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を特に図る必要がある地域です。 自然保全地域の土地利用については、県土保全はもとより、豊かな自然環境の中で<u>生物多様性の保全に資する</u>貴重な空間であるため、将来の県民に継承することができるよう、積極的に保全を図るものとし、<u>自然保全地域のみならず周辺の土地利用につ</u></p>	<p>留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等の支障をきたさないよう十分考慮するものとする。</p> <p>エ 自然公園地域 自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び増進を図る必要がある地域である。 自然公園地域としての土地利用については、自然公園が優れた自然の景観地であり、その利用を通じて県民の保健・休養及び教化に資するものであることにかんがみ、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとする。 特に、レクリエーション空間等としてますますその価値が高まりつつ中で、健全な利用に資する施設整備等に当たっては、自然の改変を少なくし、景観を損なわないように最大限の配慮をするものとする。</p> <p>(ア)特別保護地区(自然公園法第18条第1項の規定による「特別保護地区」をいう。)においては、その設定の趣旨に即し景観の厳正な維持を図る。</p> <p>(イ)特別地域(自然公園法第17条第1項及び千葉県立自然公園条例第11条第1項の規定による「特別地域」をいう。以下同じ。)においては、その風致の維持を図るべきものであるため、都市的利用、農業的利用等を行うための開発行為は極力避けるものとする。</p> <p>(ウ)その他の自然公園地域においては、都市的利用又は農業的利用を行うための大規模な開発その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は極力避けるものとする。</p> <p>オ 自然保全地域 自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を特に図る必要がある地域である。 自然保全地域としての土地利用については、県土保全はもとより、豊かな自然環境の中で<u>多様な生態系を維持する</u>貴重な空間であるため、将来の県民に承継することができるよう、積極的に保全を図るものとする。</p>
---	--

<p>1 6</p>	<p><u>いても、自然環境及び景観を損なわないよう最大限の配慮をするものとします。</u></p> <p>(ア)特別地区(自然環境保全法第25条第1項及び千葉県自然環境保全条例第9条第1項の規定による「特別地区」をいう。以下同じ。)においては、指定の趣旨に即し、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとします。</p> <p>(イ)その他の自然保全地域においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとします。</p> <p>2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整方針</p> <p>都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち二地域が重複している地域においては、次に掲げる調整方針に即し、また、三以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位等を考慮して、1の(2)に掲げるゾーン別の土地利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとします。</p> <p>(1)都市地域と農業地域が重複する地域</p> <p>ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域が重複する場合 農用地としての利用を優先するものとします。</p> <p>イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域が重複する場合 <u>原則として農用地としての利用を優先しますが、</u>土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとします。</p> <p>(2)都市地域と森林地域が重複する地域</p> <p>ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合 保安林としての<u>利用</u>を図るものとします。</p> <p>イ 市街化区域又は用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 原則として、都市的な利用を優先しますが、森林の諸機能の保全、整備に努め</p>	<p>(ア)特別地区(自然環境保全法第25条第1項及び千葉県立自然環境保全法条例第9条第1項の規定による「特別地区」をいう。以下同じ。)においては、指定の趣旨に即し、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。</p> <p>(イ)その保の自然地域においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。</p> <p>2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整<u>指導</u>方針</p> <p>都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち二地域が重複している地域においては、次に掲げる調整<u>指導</u>方針に即し、また、三以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整<u>指導</u>方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、<u>指導の方向</u>等を考慮して、1の(2)に掲げる<u>地域</u>別の土地利用の基本方向にそった適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。</p> <p>(1)都市地域と農業地域とが重複する地域</p> <p>ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合 農用地としての利用を優先するものとする。</p> <p>イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合 土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。</p> <p>(2)都市地域と森林地域が重複する地域</p> <p>ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合 保安林としての<u>保全</u>を図るものとする。</p> <p>イ 市街化区域又は用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 原則として、都市的な利用を優先するが、森林の諸機能の保全、整備に努める</p>
------------	---	--

<p>17</p>	<p>るものとしします。</p> <p>ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 <u>原則として、森林としての利用を優先しますが</u>、森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとしします。</p> <p>(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する場合 ア 市街化区域及び用途地域と自然公園地域とが重複する場合 <u>原則として、都市的な利用を優先しますが</u>、自然公園としての機能を<u>できる限り維持するよう調整を図るものとしします。</u></p> <p>イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域が重複する場合 自然公園としての保護及び利用を図るものとしします。</p> <p>ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合 自然公園としての保護及び利用を優先するものとしします。</p> <p>(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する場合 ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区が重複する場合 自然環境の保全を図るものとしします。</p> <p>イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合 自然環境の保全を優先するものとしします。</p> <p>(5) 農業地域と森林地域が重複する場合 ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合 保安林としての利用を優先するものとしします。</p>	<p>ものとする。</p> <p>ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとする。</p> <p>(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域 ア 市街化区域及び用途地域と自然公園地域とが重複する場合 自然公園としての機能を<u>維持できる範囲で都市的な利用を認めるものとする。</u></p> <p>イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合 自然公園としての保護及び利用を図るものとする。</p> <p>ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合 <u>原則として</u>、自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。</p> <p>(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域 ア 市街化区域及び用途地以外の都市地域と特別地区とが重複する場合 自然環境としての保全を図るものとする。</p> <p>イ 市街化区域及び用途地以外の都市地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合 自然環境としての保全を優先するものとする。</p> <p>(5) 農業地域と森林地域が重複する地域 ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合 保安林としての利用を優先するものとする。</p>
-----------	---	---

<p>イ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 原則として、農用地としての利用を優先するものとしますが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとします。</p> <p>ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 <u>原則として、</u>森林としての利用を優先するものとしますが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認めるものとします。</p> <p>(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域 ア 農業地域と特別地域が重複する場合 自然公園としての保護及び利用を優先するものとします。</p> <p>イ 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合 <u>原則として、自然公園としての保護及び利用を優先するものとしますが、自然公園としての保護及び利用との調整を図りながら農業上の利用を認めるものとします。</u></p> <p>(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する場合 ア 農業地域と特別地区とが重複する場合 自然環境の保全上支障のある農業上の利用は認めないものとします。</p> <p>イ 農業地域と特別地区以外の自然保全地域が重複する場合 <u>原則として、自然環境の保全を優先するものとしますが、自然環境の保全との調整を図りながら農業上の利用を認めるものとします。</u></p> <p>(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する場合 <u>自然公園としての保護及び利用に配慮し、</u>両地域の調整を図っていくものとします。</p> <p>(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する場合</p>	<p>イ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。</p> <p>ウ 農用地区域以外の農業地区と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認めるものとする。</p> <p>(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域 ア 農業地域と特別地域とが重複する場合 自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。</p> <p>イ 農業地域と特別地域以外の自然公園地区とが重複する場合 <u>両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</u></p> <p>(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域 ア 農業地域と特別地区とが重複する場合 自然環境の保全上支障のある農業上の利用は認めないものとする。</p> <p>イ 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合 <u>両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</u></p> <p>(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域 両地域が<u>両立するよう</u>調整を図っていくものとする。</p> <p>(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域</p>
--	---

<p>18</p> <p>19</p>	<p><u>自然環境の保全に配慮し、両地域の調整を図っていくものとします。</u></p> <p><u>3 土地利用基本計画の推進体制</u></p> <p><u>本基本計画は、土地利用行政に関するマスタープラン機能や、個別規制法の計画・規制に係る「総合調整機能」を有しており、各個別規制法は本基本計画に即してそれぞれの土地利用規制を運用することが求められています。</u></p> <p><u>県では、本基本計画の推進に向け、一定規模以上の開発における土地利用の調整・協議などを行う土地利用調整会議において、各個別規制法の計画策定時における連携・調整や土地利用情報の共有などを図りつつ、県内で生じている土地利用上の課題について検討するなど、本基本計画が有する総合調整機能を有効に発揮させ、実効性を高めていきます。</u></p> <p><u>また、土地利用における計画・許認可などについて、国・市町村と連携・調整を図るとともに、千葉県国土利用計画地方審議会での調査審議を効果的に実施するなど、他の主体との協働により、本基本計画の一層の推進を図っていきます。</u></p> <p><u>4 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画</u></p> <p>別表に掲げた公的機関を計画又は事業主体とする開発保全整備計画については、当該計画に基づく事業が円滑に実施されるよう配慮するものとします。</p> <p>ア 当該計画に係る事業の実施を明らかに阻害することとなる土地取引については、国土利用計画法第16条の規定による不許可又は第24条の規定による中止勧告等の措置を講ずるものとします。</p> <p>イ 当該計画に係る事業が円滑に実施されるよう、国土利用計画法第10条の趣旨及び各個別規制法の趣旨に即し、個別規制法の運用上配慮されるよう調整するものとします。</p>	<p>両地域が<u>両立するよう</u>調整を図っていくものとする。</p> <p>3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画</p> <p>別表に掲げた公的機関を計画又は事業主体とする開発保全整備計画については、当該計画に基づく事業が円滑に実施されるよう配慮されたものとする。</p> <p>ア 当該計画に係る事業の実施を明らかに阻害することとなる土地取引については、国土利用計画法第16条の規定による不許可又は第24条の規定による中止勧告等の措置を講ずるものとする。</p> <p>イ 当該計画に係る事業が円滑に実施されるよう、国土利用計画法第10条の趣旨及び各個別規制法を趣旨に即し、個別規制法の運用上配慮されるよう調整するものとする。</p>
---------------------	---	---

20

別表 公的機関の開発保全整備計画

整理番号	計画名	事業目的	規模	位置	計画主体	事業主体	備考
1	夷隅川総合開発事業 (大多喜ダム)	洪水調整、都市用水の供給、流水の正常な機能の維持	ha 41.0	大多喜町西部田、上原	千葉県	千葉県	
2	<u>江戸川左岸流域下水道事業</u> <u>江戸川第1終末処理場整備事業</u>	<u>都市環境の整備及び江戸川の水質保全</u>	ha <u>30.0</u>	<u>市川市下妙典、本行徳及び加藤新田</u>	<u>千葉県</u>	<u>千葉県</u>	
3	<u>広域河川改修事業(海老川)</u>	<u>都市防災、治水施設整備</u>	ha <u>22.0</u>	<u>船橋市市場、東町</u>	千葉県	千葉県	
4	<u>八千代都市計画公園事業(八千代広域公園)</u>	<u>都市公園の整備</u>	ha <u>53.4</u>	<u>八千代市村上、萱田、萱田町、米本及び下市場</u>	<u>千葉県</u>	<u>千葉県</u>	
5	松戸市都市公園事業	都市公園の整備	ha <u>50.5</u>	松戸市千駄堀	松戸市	松戸市	
6	野田市スポーツ公園建	運動公園の整備	ha 187.9	野田市三ツ堀、木	野田市	野田市	

別表 公的機関の開発保全整備計画

整理番号	計画名	事業目的	規模	位置	計画主体	事業主体	備考
1	<u>小櫃川総合開発事業(片倉ダム)</u>	<u>洪水調整、都市用水の供給、流水の正常な機能の維持</u>	ha <u>83.0</u>	<u>君津市笹、片倉、清水、鍋石、香木原</u>	<u>千葉県</u>	<u>千葉県</u>	
2	夷隅川総合開発事業(大多喜ダム)	洪水調整、都市用水の供給、流水の正常な機能の維持	ha 41.0	大多喜町西部田、上原	千葉県	千葉県	
3	<u>江戸川左岸流域下水道事業</u> <u>江戸川第2終末処理場整備事業</u>	<u>都市環境の整備及び江戸川の水質保全</u>	ha <u>26.0</u>	<u>市川市福栄</u>	<u>千葉県</u>	<u>千葉県</u>	
4	<u>都市河川治水緑地事業(大柏川)(海老川)</u>	<u>都市防災、治水施設整備</u>	ha <u>38.0</u>	<u>市川市北方、船橋市市場、東町</u>	千葉県	千葉県	
5	松戸市都市公園事	都市環境の整備	ha <u>50.0</u>	松戸市千駄堀	松戸市	松戸市	

	設事業			野崎、瀬戸、瀬戸上灰毛、目吹			
7	<u>九十九里都市計画公園事業</u>	<u>都市公園の整備</u>	ha <u>20.8</u>	<u>山武郡九十九里町不動堂字白幡ほか</u>	<u>九十九里町</u>	<u>九十九里町</u>	
<u>8</u>	<u>成田国際空港建設事業</u>	<u>成田国際空港の建設</u>	ha <u>1,125.0</u>	<u>成田市天神峰ほか山武郡芝山町香山新田ほか香取郡多古町一畝田ほか</u>	国土交通省	<u>成田国際空港株式会社</u>	

	業						
6	野田市スポーツ公園建設事業	運動公園の整備	ha 187.9	野田市三ツ堀、木野崎、瀬戸、瀬戸上灰毛、目吹	野田市	野田市	
7	<u>新東京国際空港建設事業</u>	<u>新東京国際空港の建設</u>	ha <u>515.0</u>	<u>成田市天神峰ほか山武郡芝山町香山新田ほか香取郡多古町一畝田ほか香取郡大栄町吉岡ほか</u>	国土交通省	<u>新東京国際空港公団</u>	

2 1

(参考) 土地利用基本計画図について

1 計画図

別図のとおり。なお、参考図として別添総括図を併せて作成しました。

2 図面表示の方法

各地域及び各地域の細区分は、一団の区域面積が概ね1ヘクタール以上のものを表示しました。

また、各地域及び各地域の細区分の境界線が一致した場合の表示は、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の順序に地域区分を優先させ、細区

参 考

土地利用基本計画図

1 計画図

別図(縮尺 50,000 分の 1)のとおり。なお、参考図として別添総括図(縮尺 150,000 分の 1)を併せて作成した。

2 計画図の作成基準

計画図は、次の基準により作成したものである。

(1) 五地域区分の基準

本計画図における地域区分は、次に掲げる個別規制法の土地利用規制の現況を基礎

<p>分の表示はその後の順序としました。</p>		<p>とし、更にそれぞれの地域の指定、変更、廃止等の手続きが速やかに了すると認められるものについて修正を加えて、設定したものである。</p> <p><u>ア</u> 都市地域 都市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定されることが相当な地域</p> <p><u>イ</u> 農業地域 農業振興地域の整備に関する法律第6条の規定により農業振興地域として指定されることが相当な地域</p> <p><u>ウ</u> 森林地域 森林法第2条3項の規定による国有林の区域又は同法第5条1項の規定による地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められることが相当な地域</p> <p><u>エ</u> 自然公園地域 自然公園法第10条又は千葉県立自然公園条例（昭和35年条例第15号）第4条の規定により自然公園として指定されることが相当な地域</p> <p><u>オ</u> 自然保全地域 自然環境保全法第22条又は千葉県自然環境保全条例（昭和48年条例第1号）第6条の規定により自然環境保全地域として指定されることが相当な地域</p> <p>（2）細区分の参考表示 五地域区分の土地利用規制に直接的に関連する次の地域、地区等は、その指定の現況の範囲を五地域の細区分として参考表示をした。</p> <p><u>ア</u> 都市地域における細区分 <u>（ア）</u> 市街化区域 都市計画法第7条第1項の規定による指定区域 <u>（イ）</u> 市街化調整区域</p>
--------------------------	--	---

		<p>都市計画法第7条第1項の規定による指定区域</p> <p><u>(ウ)</u>用途地域</p> <p>市街化区域及び市街化調整区域の区分のない都市計画区域にあって、都市計画法第8条第1項第1号の規定による指定区域</p> <p><u>イ</u> 農業地域における細区分</p> <p><u>(ア)</u>農用地区域</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の規定による指定区域</p> <p><u>ウ</u> 森林地域における細区分</p> <p><u>(ア)</u>国有林</p> <p>森林法第2条第3項の規定による国有林の区域</p> <p><u>(イ)</u>地域森林計画対象民有林</p> <p>森林法第5条第1項の規定による地域森林計画に係る民有林の区域</p> <p><u>(ウ)</u>保安林</p> <p>森林法第25条第1項の規定による指定区域</p> <p><u>エ</u> 自然公園地域における細区分</p> <p><u>(ア)</u>特別地域</p> <p>自然公園法第17条第1項及び千葉県立自然公園条例第11条第1項の規定による指定区域</p> <p><u>(イ)</u>特別保護地区</p> <p>自然公園法第18条第1項の規定による指定区域</p> <p><u>オ</u> 自然保全地域における細区分</p> <p><u>(ア)</u>特別地区</p> <p>自然環境保全法第25条第1項及び千葉県自然環境保全条例第9条第1項の規定による指定区域</p> <p>(3) 図面表示の方法</p>
--	--	---

22

3 地域区分及び細区分別面積五地域区分の面積及び細区分の地域・地区等の面積は次のとおりです。平成 21 年 3 月 31 日現在

五 地 域	細 区 分	面 積 (ha)	割 合 (%)	備 考
都 市 地 域		<u>357,350</u>	<u>69.3</u>	
	市街化区域	<u>70,570</u>		
	市街化調整区域	<u>133,889</u>		
	その他の都市計画区域 における用途地域	<u>13,268</u>		
農 業 地 域		<u>399,149</u>	<u>77.4</u>	平成 19 年 12 月 1 日現在
	農用地区域	<u>104,983</u>		〃
森 林 地 域		<u>161,732</u>	<u>31.4</u>	平成 20 年 3 月 31 日現在
	国有林	<u>7,754</u>		
	地域森林計画 対象民有林	<u>150,385</u>		
	保安林	<u>18,589</u>		
自 然 公 園 地 域		<u>28,553</u>	<u>5.5</u>	
	特別地域	<u>13,245</u>		
	特別保護地区	6		
自 然 保 全 地 域		<u>1,774</u>	<u>0.3</u>	

ア 各地域及び各地域の細区分は、一団の区域面積が概ね 1 ヘクタール以上のものを表示した。

イ 各地域及び各地域の細区分の境界線が一致した場合の表示は、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の順序に地域区分を優先させ、細区分の表示はその後の順序とした。

3 地域区分面積

(1) 五地域区分の面積

平成 13 年 3 月 31 日現在

区 分	面 積(ha)	割 合 (%)
都 市 地 域	<u>356,059</u>	<u>69.1</u>
農 業 地 域	<u>396,881</u>	<u>77.0</u>
森 林 地 域	<u>161,407</u>	<u>31.3</u>
自 然 公 園 地 域	<u>28,546</u>	<u>5.5</u>
自 然 保 全 地 域	<u>1,776</u>	<u>0.3</u>
計	<u>944,669</u>	<u>183.4</u>
白 地 地 域	<u>1,168</u>	<u>0.2</u>
合 計	<u>945,837</u>	<u>183.6</u>
県 土 面 積	<u>515,101</u>	<u>100.0</u>

(注) 1. 県土面積は、昭和62年10月1日現在の国土地理院公表の県土面積にその後の埋立てによる増分(41ha)を加えたものである。

2. 五地域区分の面積は、土地利用基本計画図上で計測したものである。

	特別地区	292	
	計	948,558	184.0
	白地地域	1,166	0.2
	合計	949,724	184.2
	県土面積	515,660	100.0

(注): 1. 県土面積は、平成20年10月1日現在の国土地理院公表の県土面積である。

2. 細区分面積は、個別規制法部局資料による。

3. 五地域各地域の面積には、上表の細区分以外の面積も含まれており、また森林地域では各細区分間に重複する面積がある。

23

4 五地域の重複状況別面積

五地域が重複する面積の状況は概ね次のとおりです。

平成21年3月31日現在

	区 分	面積 (ha)	割合 (%)
重複のない地域	(都)	91,600	17.8
	(農)	65,116	12.6
	(森)	9,157	1.8
	(公)	347	0.1
	(保)	4	0.0
	計	166,224	32.2
重複地域	(都)と(農)	181,907	35.3
	(都)と(森)	5,209	1.0
	(都)と(公)	897	0.2
	(都)と(保)	-	-
	(農)と(森)	67,203	13.0
	(農)と(公)	2,638	0.5
	(農)と(保)	51	0.0

(2) 五地域の重複状況別面積

平成13年3月31日現在

	区 分	面積 (ha)	割合 (%)
重複のない地域	(都)	93,536	18.2
	(農)	65,468	12.7
	(森)	11,340	2.2
	(公)	337	0.1
	(保)	-	-
	計	170,681	33.1
重複地域	(都)と(農)	177,185	34.4
	(都)と(森)	4,531	0.9
	(都)と(公)	1,234	0.2
	(都)と(保)	-	-
	(農)と(森)	66,616	12.9
	(農)と(公)	3,312	0.6
	(農)と(保)	38	0.0
	(森)と(公)	4,597	0.9
	(森)と(保)	1,111	0.2

(森)と(公)	5,426	1.1
(森)と(保)	1,147	0.2
(都)と(農)と(森)	64,153	12.4
(都)と(農)と(公)	11,153	2.2
(都)と(農)と(保)	3	0.0
(都)と(森)と(公)	441	0.1
(都)と(森)と(保)	-	-
(農)と(森)と(公)	4,357	0.8
(農)と(森)と(保)	922	0.2
(都)と(農)と(森)と(公)	2,347	0.5
(都)と(農)と(森)と(保)	28	0.0
計	347,882	67.5
白地地域	1,166	0.2
県土面積	515,660	100.0

(注): 1.(都)は都市地域、(農)は農業地域、(森)は森林地域、(公)は自然公園地域、(保)は自然保全地域

2.各区分の面積は、土地利用基本計画図上で計測したものである。

(都)と(農)と(森)	64,918	12.6
(都)と(農)と(公)	11,575	2.2
(都)と(農)と(保)	4	0.0
(都)と(森)と(公)	349	0.1
(都)と(森)と(保)	-	-
(農)と(森)と(公)	4,617	0.9
(農)と(森)と(保)	601	0.1
(都)と(農)と(森)と(公)	2,705	0.5
(都)と(農)と(森)と(保)	22	0.0
計	343,235	66.6
白地地域	1,185	0.2
県土面積	515,101	100.0

(注): (都)は都市地域、(農)は農業地域、(森)は森林地域、(公)は自然公園地域、(保)は自然保全地域

(3)参考表示の地域・地区等の面積

平成13年3月31日現在

地域・地区等	面積 (ha)	備考
市街化区域	70,748	平成13年5月31日現在
市街化調整区域	133,703	"
その他の都市計画区域 における用途地域	12,386	"
農用地区域	105,481	
国有林	9,904	
地域森林計画対象民有林	150,745	
保安林	17,260	
特別地域	13,234	
特別保護地区	6	
原生自然環境保全地域	-	

		特別地区	<u>291</u>	
--	--	------	------------	--

(注)：面積は、個別規制法部局資料による。